

令和7年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	指 摘 内 容
1	加入者	加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
2	事業周知	業務概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
3		業務概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
4	給付	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
5	代議員及び理事	理事長が理事長代理を指定したときは、任命簿等により、指定状況が分かるようにすること。
6	資産運用	管理運用業務を執行できる者として運用執行理事を置き、任命簿等により、設置状況が分かるようにすること。
7		資産の運用については、ガイドライン通知に規定されている事項を定めた運用指針を策定し、各運用受託機関に対し示すこと。
8		資産運用委員会については、この議事の概要を加入者に周知すること。
9		積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
10	その他	規約の変更であって、軽微なものをしたときは、遅滞なく届出をすること。
11		個人データを扱う従業者は、その役割を明確にしたうえで、業務の遂行上必要な限りにおいて個人データを扱うこと。

項番	大区分	指 摘 内 容
12	その他	個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
13		個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
14		個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。
15		基幹システムにある個人データを外部の機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行うこと。
16		特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。